

第6回境港市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年6月9日(火) 午後1時30分から午後2時30分まで

2. 開催場所 境港市役所 第1会議室

3. 出席委員(11人)

会長(議長)	9番	足立晋哉
農業委員	1番	酒井美智子
	2番	河岡誠
	4番	佐々木隆
	5番	藪内明
	6番	古徳哲郎
	7番	足立恵一
最適化推進委員	10番	濱田孝
	11番	角興
	12番	築谷敏樹
	13番	永井和人

4. 欠席委員 3番 阿部和夫

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	山田幹夫
主任	須山祐介
主事	高山人志

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会務報告

第3 議案審議及び報告

議案第18号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

報告第12号 農地法第18条第6項の規定による通知書

報告第13号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

7. 会議の概要

議 長 ただ今から、令和2年第6回境港市農業委員会総会を開会いたします。
本日の欠席委員は1名ですので、定足数に達しており会議は成立しております。
それでは、委員会会議規則第11条第2項に規定する総会の
議事録署名委員について、議長から指名してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 それでは、2番河岡委員、6番古徳委員にお願いします。
続いて、会務報告を行います。

（会長から次の事項について会務報告）

令和2年5月15日（金）転用農地現地確認（会長）

令和2年5月22日（金）常設審議委員会（会長）

令和2年5月26日（火）青年等就農計画認定審査会（会長・事務局）

議 長 それでは、議案審議に入ります。議案第18号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第18号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を説明させていただきます。議案の1～5ページです。

（番号1）

譲渡人は、兵庫県のAさんで、譲受人は境港市渡町のBさんです。土地の所在は、2ページにあります渡町・畑・371㎡です。申請理由は、申請地を売買より譲り受けて、露天駐車場を設置したいということです。申請地周辺の農地区分につきましては、住宅が連たんしている区域に近接している区域であり、第2種農地に該当します。資力及び信用につきましては、金融機関からの残高証明書が提出されております。遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書から妥当と判断されます。土地改良区の同意の意見書は添付されております。計画面積につきましては、添付された土地利用計画図から妥当と思われます。周辺農地の営農条件への支障につきましては、盛土切土をせず現状のまま使用することから、流水等による被害発生の恐れはないと考えられます。現地調査は、河岡委員、築谷委員にお願いしました。地図・写真については別紙につけておりますのでご確認ください。

事務局 ここが以前に店舗兼住宅として転用許可を出した隣の土地になりまして、その敷地のみの駐車場では駐車スペースが足りなくなってきたということで店舗の後ろ側の土地を購入し、従業員の駐車場として使用したいと形の専施設になっています。事務局から以上です。

議長 現地確認の報告をお願いします。

築谷委員 (現地調査について説明)

河岡委員、事務局と3人で現地調査しました。空きスペースが狭くなったので裏の土地買って駐車場にするという事です。裏も畑をする人もないので、良いと思うのですが、皆様の審議をお願いします。

議長 番号1について説明と現地調査の報告が終わりました。
ご意見・ご質問等ありましたらお願いします。
無いようですので採決をとります。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第18号の番号1は、原案のとおり承認されました。続いて番号2番の説明をお願いします。

事務局 (番号2)

譲渡人は、境港市誠道町のCさんで、譲受人は米子市のDさんです。土地の所在は、4ページにあります小篠津町・畑・285㎡、及び小篠津町・畑・12㎡、合計297㎡です。申請理由は、申請地を贈与により譲り受けて、一般個人住宅を建築したいということです。申請地周辺の農地区分につきましては、住宅が連たんしている区域であり、第3種農地に該当します。資力及び信用につきましては、金融機関からの融資証明書が提出されております。遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書から妥当と判断されます。土地改良区の同意の意見書は添付されております。計画面積につきましては、添付された土地利用計画図から適当と思われます。周辺農地の営農条件への支障につきましては、盛土切土をせず現状のまま使用することから、流水等による被害発生のおそれはないと考えられます。隣接土地所有者への同意は取っておられます。現地調査は、河岡委員、築谷委員にお願いしました。こちらの方も写真をつけておりますけれども852番2の土地ですけど上空を高圧電線が通っておりまして、この部分には建築が不可能という場所になっています。

事務局 この奥がまだ畑をやっているのですが、この場所はこのまま残すということで、畑への進入路としてここを使ってもらおうよという話は隣接耕作者とはしているようです。事務局からは以上です。

議長 事務局から説明がありましたが、現地確認の報告をお願いします。

河岡委員 報告します。1番と同じ日に、築谷委員と事務局と行ってきました。形も悪くて作付けには向かない畑だと思います。見通しも悪く、虫等も発生して、大変な時期もあったので、ここが家になれば、問題も少しは解消すると思います。皆様の審議をお願いします。

議長 議案の説明と現地確認がありました。
ご意見ご質問等がありましたらお願いします。

事務局 写真にガードレールがついておりますけれども、このガードレールにつきまして確認したところ、個人の敷地内に入っているという事でこれは個人の所有物ということで話をしております、住宅を建築する際には、こちら撤去した上で建築するという予定になっているようです。

議長 東の畑には別の土地の方から入るという事ですか？

事務局 そうです。

議長 それと、もう一つ公共下水道と書いてありますが、現在下水道は設置されているのでしょうか。

事務局 このあと伸ばして接続する予定と連絡を受けています。今のところつながっていないと言われておりました。

議長 ご意見ご質問等はありませんか。無いようですので採決をとります。
賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第18号の番号2は原案のとおり承認されました。

(事務局から次の事項について報告)

報告第12号 農地法第18条第6項の規定による通知書

報告第13号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

(事務局からその他項目について説明)

・今後の予定

○常設審議委員会(会長) 令和2年6月22日(月)

○鳥取県農業会議第96回通常総会 令和2年6月22日(月)
(会長・事務局長)

○令和2年第7回境港市農業委員会総会 令和2年7月10日(金)

・農業委員会情報 市報6月号「農地や用水路への不法投棄について」
市報7月号「農地の適正管理について」予定

議 長 以上で、本日の審議は終了いたしました。その他に皆さんの方からございませんか。

事 務 局 先月の総会時に農業公社が中間保有している農地について確認したいというご意見がありました。閲覧は可能ですので見ていただけたらと思います。

角 委 員 コピーして配るということにはならないでしょうか。

事 務 局 貸出をして持ってまわってもらうのは可能です。
全部をコピーして、お一人ずつに配るのは難しいです。

議 長 その他にはないですか。

築谷委員 電柱がないところに太陽光発電施設を設置して、出来上がってから電柱をたてさせてほしいと言われるケースがあったようです。最初から電柱がいるのはわかっているのに、なぜ最初から話が出なかったのかと思います。そういうこともあるので皆さん気を付けてください。

濱田委員 給食センターの南側の農地はトラクターが入らない。もうちょっと整備しないといけないと思う。

事 務 局 給食センターの南側の農地については、まず農業公社の方で耕うんしたいと思っています。その後に農業法人の方に貸し出す予定となっています。

議 長 以上をもちまして令和2年第6回境港市農業委員会総会を閉会します。

令和2年6月9日

境港市農業委員会

議 長

署名委員

署名委員
